

国官会第4350号  
国地契第91号  
国官技第384号  
国営計第105号  
国北予第42号  
平成29年3月31日

直轄 あて

国土交通省大臣官房会計課長  
国土交通省大臣官房地方課長  
国土交通省大臣官房技術調査課長  
国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長  
国土交通省北海道局予算課長  
( 公 印 省 略 )

地域建設業経営強化融資制度における  
電子記録債権を活用したスキームの事務取扱いの改正について

地域建設業経営強化融資制度においては、「地域建設業経営強化融資制度の延長について」（平成27年3月9日付け国官会第3007号、国地契第78号、国土建第328号、国土建整第83号）により、中小・中堅元請建設業者が電子記録債権を活用したスキームを利用することができるよう措置し、その事務取扱いについては、「地域建設業経営強化融資制度における電子記録債権を活用したスキームの事務取扱いについて」（平成27年9月11日付け国官会第1655号、国地契第30号、国官技第174号、国営計第60号、国北予第19号）により通知したところである。

今般、電子記録債権を活用したスキームの利用にあたって、その円滑な運用を図るため、電子記録債権を活用したスキームの事務取扱いのうち、債権譲渡契約証書（様式3）について別添のとおり改めることとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、この通達は、平成29年4月1日から適用することとし、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）が効力を失うまでの間に限り効力を有するものとする。

（別添）

債権譲渡契約証書（様式3）